

## 鯖江市ものづくり企業等エネルギー価格高騰対策給付金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、電気・ガス・燃料等のエネルギー価格高騰に伴い、影響を受けている中小企業者ならびに個人事業主に対して、事業の継続を支援するため、鯖江市ものづくり企業等エネルギー価格高騰対策給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 個人事業主 税務署に個人事業の開業届出書を提出し、個人で事業を営んでいる者をいう。
- (3) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等をいう。

### (支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次の各号のいずれにも該当するもの
  - ア 高圧電力、特別高圧電力の契約、または工業用のガスの契約を行っていること。
  - イ 令和5年4月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金の合計額が前年同月に比べ増加していること。（ただし、創業特例、契約切替特例に該当する者は除く。）
  - ウ 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金の非対象者であること。
  - エ 申請時に市税の滞納がないこと。
- (2) 次の表のいずれかに該当するもの

区分	内容
通常	対象：創業日が令和4年9月30日以前の事業者



	気・ガス料金の合計を、契約切替日が属する月の翌月から9月までの月数で除した（割った）額」に比べ増加していること。
--	--

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、令和5年4月から9月までの何れかの1月の電気・ガス料金の合計額と前年同月と比べた際の増加額に応じ、それぞれ支給するものとする。

- (1) 10万円以上増加している場合 1事業者あたり30万円
- (2) 5万円以上10万円未満で増加している場合 1事業者あたり15万円
- (3) 1円以上5万円未満で増加している場合 1事業者あたり7万5千円

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鯖江市ものづくり企業等エネルギー価格高騰対策給付金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 電気・ガス料金増加額確認表（様式第3号）
- (3) 電気・ガス料金の増加額の根拠となる月の請求書の写し
- (4) 直近の事業年度分の確定申告書の写し
- (5) 完納証明書（市税に滞納なし）
- (6) 工業用ガス契約者は工業用のガス販売業者が発行する証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(給付金の支給の決定通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定する。

2 前項の規定により給付金の支給を決定したときは、給付金の支給により支給決定通知に代えるものとする。ただし、支給しないときは、鯖江市ものづくり企業等エネルギー価格高騰対策給付金不支給決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 納付金の支給方法は、申請による金融機関の指定口座への振込とする。

(申請期限)

第8条 納付金の申請期限は、令和5年1月15日までとする。

- 2 市長が支給決定を行った後、納付金の支給手続を行ったにもかかわらず、口座の解約または変更により令和6年1月31日までに指定口座への振込ができない場合は、当該納付金の支給対象者は、その受給を拒否したものとみなす。
- 3 市長が支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能があり、市が確認に努めたにもかかわらず、令和6年1月31日までに申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができないときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(支給決定の取消し等)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した納付金があるときは、その全部または一部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱または法令に違反したとき。
- (2) 誓約書（様式第2号）に違反が認められたとき。
- (3) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (4) その他市長が納付金の支給決定を不適当と認めたとき。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第10条 納付金の支給を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。